

発議第 8 号

吉田俊平議員に対する辞職勧告決議について

別紙「吉田俊平議員に対する辞職勧告決議」を朝来市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 11 日

提出者

浅田 郁雄

賛成者

藤原 正伸

横尾 正信

水田 文夫

嵯峨山 博

提案理由要旨

請願第 2 号及び第 3 号で指摘された吉田俊平議員による市民との対話拒否及び非正規職員への差別的発言は、議員としての品位を著しく損ない、地方自治の根幹である市民及び職員の信頼を損ねる重大な問題であることから、請願第 2 号及び第 3 号の採択を受け、本決議を行おうとするものです。

## 決議案第 3 号

### 吉田俊平議員に対する辞職勧告決議

朝来市議会は、市民の信頼に応え、地方自治の基本理念に基づく公正で透明な議会運営を行う責務を負っています。しかしながら、吉田俊平議員は以下の行為により、市民全体の奉仕者としての責務を果たすべき議員としての適格性に欠け、市民の信頼を著しく損なう結果を招いています。

#### 1. 市民に対する不適切な対応

委員会におけるビラの配布と、その後の発言を巡って市民から話し合いの要請を受け、議長が仲介して対話の場を設けようとしたにもかかわらず、吉田議員はこれを拒否しました。議員の責務として、市民が疑念や懸念を持ち対話を求める場合には、その声に真摯に耳を傾け、誤解を解消し相互理解を図る努力が求められます。対話を完全に拒否することは、市民との信頼関係を断ち切る行為です。吉田議員の対応は、公職者として厳しく批判されるべきものであり、議員としての適格性を問われる重大な問題です。

#### 2. 非正規職員に対する差別的発言

令和 6 年 3 月 28 日の本会議において、吉田俊平議員は非正規職員に対して、雇用形態や職務遂行能力に関連した差別的な発言を繰り返しました。それらの発言は、非正規職員への敬意を欠き、その貢献を軽視するだけでなく、非正規職員を明らかに下位と見なす表現や虚偽の内容を含み、非正規職員の尊厳を損ない、職場環境に不必要な不安と不信感を生じさせると共に、市職員全体へも不適切な影響を与え、職員および市民に深い不快感を与えるものでした。こうした発言が、議員に求められる品位を大きく欠き、議員の職責に相反するものであり、議員の資格を問われるべき重大な問題であることは明白です。

#### 3. 地方自治の根幹に関わる問題

市民は地方自治の主体であり、職員は自治行政の円滑な運営を担います。吉田俊平議員の行為は、それぞれ地方自治の基盤をなす市民と職員の双方に対する不当な侵害であり、これらの行為がもたらす影響は地方自治の根幹に関わる深刻な問題として、本市に大きな不利益をもたらすものと言わざるを得ません。地方自治の根幹を守り、市民の信頼を回復するためにも、議会としてこうした行為を厳しく非難し、再発防止に向けた具体的な行動を取る必要があります。

これらの行為に鑑み、朝来市議会は、地方自治法に則り、吉田俊平議員に対し、自らの行動を深く反省し、速やかに議員辞職されることを強く勧告します。

以上、決議します。

令和 6 年 12 月 11 日

朝来市議会